

養護教諭がかかわる保健学習の現状と課題

後藤 知己・西村 梓*

A study of the present conditions and agenda of health learning with which yogo teachers are involved

Tomomi Gotoh and Azusa Nishimura *

(Received September 30, 2016)

論文要旨

近年、子どもたちの心身にまつわる健康課題は、複雑かつ多様化してきており、教職員が学校で行う子どもの健康教育は、ますます重要な役割を果たしつつある。

そこで本研究は、兼職発令状況や養護教諭が保健学習にかかわる意識に変化が見られるのかを過去の調査と比較・検討することを目的とし、質問紙法により調査を実施した。調査は熊本県内の中学校に勤務する養護教諭を対象とした。現在兼職発令を「受けている」と答えた養護教諭は全体の7.2%であり、過去の研究と比較すると微増していた。今回の調査では、兼職発令の有無や保健の免許の有無にかかわらず、保健学習に関与している養護教諭が6割近くいることも明らかになった。しかし、養護教諭による保健学習の実施率は依然として低く、その背景は、さらに検討が必要である。養護教諭が円滑に保健学習を実施できるようにするには、養護教諭不在時の保健室管理や、保健体育教諭との協力体制の確立など、校内体制を万全にすることが求められる。

1. はじめに

近年、子どもたちの心身にまつわる健康課題は、複雑かつ多様化してきている。このような現状を踏まえ、教職員が学校で行う子どもの健康教育は、ますます重要な役割を果たしつつある。特に養護教諭は健康教育をはじめとした学校保健活動の中核的な役割を果たしている¹⁾。平成9年に発表された保健体育審議会答申では、教科「保健」の指導の充実のために、「保健」や「保健体育」の免許を有する養護教諭も兼職発令を受けた上で、保健学習の指導に参画すべきであると指摘した²⁾。この答申を受け、平成10年7月1日、教育職員免許法が一部改正された。これにより、養護教諭の免許状を有し三年以上の勤務経験がある者で、現に養護教諭として勤務しているものは、当分の間、その勤務する学校において保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるようになった(教育職員免許法附則15項、改正当時は附則第18項)。

学校における保健教育は一般に「保健指導」と「保健学習」に大別される。保健指導は、学習指導要領では特別活動に分類され、学校の実態に応じて適切に実施されるべきものとされている。また、児童生徒に個別に行われる保健指導も学校保健安全法に規定されている。一方、保健学習は学習指導要領では各教科のひとつとして分類され、学習指導要領のねらいに沿って行われる「授業」である。学級担任や教科担任など、教諭免許を保有している教員が行う。たとえ「保健」の免許を保有していたとしても、学校に養護教諭として採用されている場合は、授業を行うことはできない³⁾。もちろん、「保健」や「保健体育」の免許を有していない養護教諭は、保健学習の担当をすることができなかった。つまり、兼職発令に関する法改正がなかった場合、保健の授業を担当してみたくても、できなかったのである。

しかし、実際の兼職発令状況はどうだろうか。全国養護教諭連絡協議会の調査によると、平成24年度に兼職発令を受けた養護教諭は全体で5.5%である⁴⁾。また、平成23年の日本学校保健会の「養護教諭の職

* 大口明光学園

務等に関する調査」によると、兼職発令を「現在受けている」と答えた中学校養護教諭は5.0%、「受けたことがある」と答えたのは6.0%、「受けたことがない」という回答が83.0%であった。また、「兼職発令の発出を教育委員会が行っていない」との回答も1.0%みられた⁵⁾。小海の調査では、中国・四国地方で兼職発令を受けている中学校養護教諭は5.5%であり⁶⁾、門田の調査では、岡山県の中学校養護教諭のうち、兼職発令を受けているのは1.7%であった⁷⁾。これらの結果から、兼職発令制度はあまり利用されておらず、検討の余地があることがうかがえる。ただ、実際に養護教諭がどれくらい保健学習に関与しているかは、別に調査・検討する必要がある。

本調査により現状を把握し、養護教諭が積極的に保健学習にかかわるために、現場の養護教諭が求めていることは何か、また、養護教諭以外に求められていることは何かを明らかにすることを試みた。

2. 研究方法

1. 調査対象者および調査時期

調査対象者は、熊本県内の中学校に勤める養護教諭。調査時期は、平成27年9月1日から平成27年10月30日である。協力依頼の配布数は176、回収数は119（うち有効回答数は111）、回収率は、67.6%（有効回答回収率63.0%）であった。

2. 調査方法および調査内容

各中学校の養護教諭あてに質問紙を送付し、調査協力を依頼した。なお、養護教諭の複数配置校では、より保健学習に関わりが多い養護教諭、もしくは当該校での勤務年数の長い養護教諭1名に回答していただくように依頼した。調査は、学校名を含めて無記名で、選択記述式とした。

質問の内容については、熊本市教育委員会からのご承認をいただいた。調査用紙は、小海の研究⁶⁾、門田の研究⁷⁾、日本学校保健会の調査⁸⁾、鈴木らの研究⁹⁾をもとに作成した。

調査項目は以下の通りである。

- 1) 回答者の属性と勤務校の概略
- 2) 保健学習の指導経験
- 3) 兼職発令の有無について
- 4) 保健学習について

3. 資料の集計と分析

統計解析には、カイ2乗検定、フィッシャーの直接確率計算法、マン・ホイットニ検定、クラスカル・ウォリス検定を用い、検定結果は、有意水準5%で検定を行った。

4. 倫理的配慮

調査協力者のプライバシーに十分配慮し、個人情報や勤務先の特定がされないよう匿名化した。また、研究目的と研究方法の説明は書面にて行った。

3. 結果

1. 回答した養護教諭の属性

回答者111名の経験年数は、5年以下が12.6%、6～10年が8.1%、11～15年が11.7%、16～20年が15.3%、21年以上が51.4%であり、21年以上の養護教諭が半数以上を占めていた。

養護教諭が複数配置されている学校では、保健学習にかかわりが深い養護教諭、もしくはその学校の在籍期間が長い養護教諭に回答していただいた。養護教諭が複数配置されている学校は17.1%であった。学校の規模は11学級以下の小規模校が56.8%と過半数を占め、12～18学級の中規模校は24.3%、19学級以上の大規模校は18.9%であった。卒業大学・大学院について、大学院修了者は1.8%であった。出身大学では教育系が37.8%、看護系が6.3%、福祉系が2.7%であった。1年課程の養護教諭特別科出身者は28.8%、二種免許が取得できる短期大学が21.6%、その他が5.4%であった。その他には、専門学校や養護教諭養成所が挙げられていた。保有している免許については、養護教諭免許状は専修が1.8%、一種免許状72.1%、二種免許状15.3%、種類不明が10.8%であった。中学校の保健の免許状を保有している養護教諭は、専修、一種、二種合わせて44.1%、高等学校の保健の免許状を保有している養護教諭は、専修、一種、二種合わせて27.0%であった。（図1）看護師の免許保有者は29.7%であった。

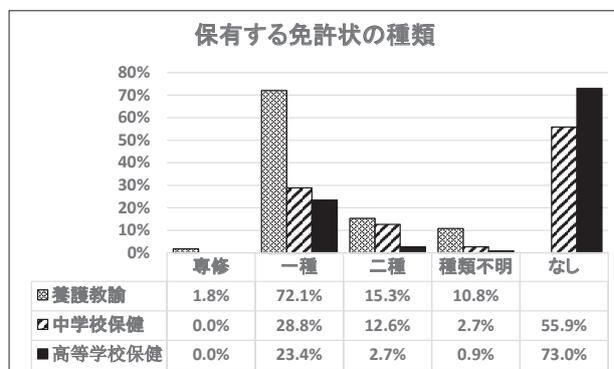


図1 所有する免許状の種類（教員免許状）(n=111)

2. 養護教諭による保健学習の実態

(1) 保健学習の指導経験

養護教諭だけの単独での保健学習の指導経験がある養護教諭は、17.1%であった。また、ティーム・ティーチング（以下、TT）による保健学習の指導経験がある養護教諭は55.9%であった。TTでの指導経験がある養護教諭に、「TTの指導は、誰と一緒に行了ましたか」と複数回答可で尋ねたところ、学級担任が50.0%、保健体育教諭が77.4%、養護教諭が3.2%、栄養教諭が6.5%、その他1.6%という結果であった。その他として挙げられていたのは歯科衛生士であった。

(2) 保健学習の指導経験の実際

単独もしくはTTでの保健学習の指導経験がある養護教諭に、年間の担当時間を尋ねた。その結果、年間の平均は4.37時間であった。少ない養護教諭は年間1時間であり、最も多い養護教諭は年間32時間担当していた。この項目は、担当時間数の捉え方に差があるおそれがあり、学級数や担当単元を加味すると、実際の数値は回答と異なることも考えられる。しかし、たとえ保健学習を担当していても、その担当時間は、かなり少ないと言える。

指導計画の作成への参画の有無を尋ねたところ、「参画している」と答えた養護教諭は42.9%、していないと答えた養護教諭は57.1%であった。単独の指導経験がある養護教諭とTTの指導経験がある養護教諭の2群で比較したところ、指導計画の作成への参画の有無に有意な差はみられなかった。

保健学習を行う際の協力体制の有無を尋ねた結果、「ある」と答えた養護教諭は50.8%、「少しある」と答えたのは36.5%、「ない」と答えたのは12.7%であった。この項目も単独指導の経験者とTT指導の経験者と比較したところ、保健学習を行う際の協力体制の有無に有意な差はみられなかった。

次に、「保健学習を担当することを負担に感じているか」と尋ねた。「非常に感じる」と答えたのが4.8%、「感じる」が42.9%、「それほど感じない」が34.9%、「感じない」が9.5%、「どちらでもない」が7.9%であった。中には、負担よりも責任感を感じていると答えた養護教諭もいた。単独での保健学習の指導経験がある養護教諭とTTでの指導経験がある養護教諭で比較したところ、負担感の有無に有意な差はみられなかった。

今後も保健学習の担当を続けたいかを尋ねた。その結果、「ぜひ続けたい」が19.0%、「続けてもよい」が34.9%、「あまり持ちたくない」が25.4%、「どちらともいえない」が20.6%であった。「やめたい」と答えた養護教諭はいなかった。単独での指導経験者とTTでの指導経験者と比較したところ、保健学習の担当継続の意思の有無に有意な差はみられなかった。

(3) 兼職発令

現在兼職発令を「受けている」と答えた養護教諭は8人(7.2%)であった。兼職発令を受けている養護教諭を経験年数別にみると、5年以下が1人(5年以下の養護教諭の7.1%)、11～15年が1人(11～15年の養護教諭の7.7%)、21年以上が6人(21年以上の養護教諭の10.5%)となり、経験年数が多い人が兼職発令を受けている傾向がみられた。養護教諭が複数配置されている学校で兼職発令を受けているのは2人(複数配置されている養護教諭の10.5%)だった。つまり複数配置だから兼職発令が多い、ということではなかった。学校規模別にみると、小規模校が3人(全小規模校の4.8%)、中規模校が5人(全中規模校の18.5%)で、大規模校で兼職発令を受けている者はいなかった。また、兼職発令を受けている養護教諭のうち、中学校教諭(保健)の免許状を有しているのは5人(兼職発令者の62.5%)であった。

3. 保健学習担当への意欲・希望について

(1) 保健学習担当の意欲について

すべての養護教諭に「今後、保健の授業を担当したいですか」と尋ねた結果、「担当したいと思う」が18.9%、「自分はしたくないが、担当したい人は担当すればいいと思う」27.0%、「自分は担当したくないし、養護教諭は担当すべきでないと思う」が7.2%、「条件を整えば担当したいと思う」が46.8%であった。担当に積極的ではないが、自分を含めて条件が整った養護教諭が担当することには賛成という意見が多いと判断される。

(2) 保健学習を担当する際の希望形態

(1)の質問で「担当したいと思う」と答えた養護教諭(全回答者の18.9%)に、保健学習を担当する際の希望する形態を尋ねた。その結果、「年間を通じて担当したい」と答えた方が19.0%、「養護教諭が担当したほうが良いと思われる単元のみ担当したい」と答えた方が52.4%、「保健体育教諭に協力を依頼された単元を担当したい」と答えた方が23.8%、「その他」4.8%であった。その他には、「管理職と相談して行いたい」という意見があった。担当するにしても、一部の単元という意見が多いものと判断される。

(3) 保健学習を担当したくない(担当すべきでない)理由

(1)の質問で、「自分はしたくないが、担当したい人は担当すればいいと思う」「自分は担当したくないし、養護教諭は担当すべきでないと思う」と回答した養護教諭(全回答者の34.2%)に、自分(もしくは養護教諭)が保健学習を担当したくない、担当すべきでないと思う理由を複数回答可で尋ねた。その結果、最も多かった意見は、「保健室の業務に支障が出るから」

81.6%, 次いで、「養護教諭は成績評価をしない方が良いと思うから」60.5%, 「自分の指導法の力量に自信がないから」39.5%, 「養護教諭が1人しかいないから」34.2%, 「『保健科』の免許を有していないから」23.7%, 「保健体育教諭の教員の削減につながると思うから」2.6%, 「その他」28.9%であった。その他の中には、「保健学習をすることが養護教諭の専門性ではない(21年以上)」「負担を感じると余裕がなくなってしまい、自分らしさが欠ける気がする(6~10年)」「保健体育科教諭が、保健科は養護教諭に、体育科は保健体育科教諭が、と分けてしまうことにつながると思うから(21年以上)」「本校では求められていない(11~15年)」「学校組織の中で求められているのは、授業ではなく不登校生や保護者への個別対応、集団指導、外部機関とのコーディネートだと思うから(21年以上)」などの意見があった。「保健体育教諭の同意が得られないから」と答えた方はいなかった。

(4) 保健学習を担当するための条件

(1)の質問で「条件を整えば担当したいと思う」と答えた養護教諭(全回答者の46.8%)に、担当する際の条件を回答してもらった。その結果、最も多かったのは「保健室の業務に支障が出ないようにする」で86.5%であった。次いで「保健体育教諭の協力・同意を得る」67.3%, 「指導法の力量を向上する機会が与えられる」50.0%, 「養護教諭の複数配置」44.2%, 「兼職発令を受ける」26.9%, 「その他」7.7%となった。その他には「管理職をはじめ、全職員の理解と協力体制(21年以上)」「要望があれば(11~15年)」などの意見が挙げられた。保健室の業務に支障がない体制と、教職員間の合意を得ることが条件であるとする養護教諭が多い、と判断される。

4. 保健学習の指導経験

(1) 保健の免許の有無と指導経験の関係

養護教諭単独、TTいずれかの方法で保健学習の指導経験の有無と、中学校教諭(保健)の免許の有無の関係では保健学習の指導経験者(計63人)の中で保健の免許を持っている人は32人(保健学習指導経験者の50.8%), 持っていない人が31人(同49.2%)であり、ほぼ半々であることがうかがえる。この項目に関して、有意な差はみられなかった。

(2) 経験年数と指導経験の関係

図2に、経験年数別に養護教諭だけの単独での保健学習の指導経験の有無をまとめたものを示した。経験年数が長い人の方が、単独での保健学習の指導経験をしたことがある人が多い傾向がみられたが、年数に比例して増加するまでには至っていなかった。経験年数が10年以下の養護教諭の中で、単独の保健学習の指

導経験がある人はいなかった。また、経験年数ごとに、単独での指導経験の有無に関して有意な差がみられた。

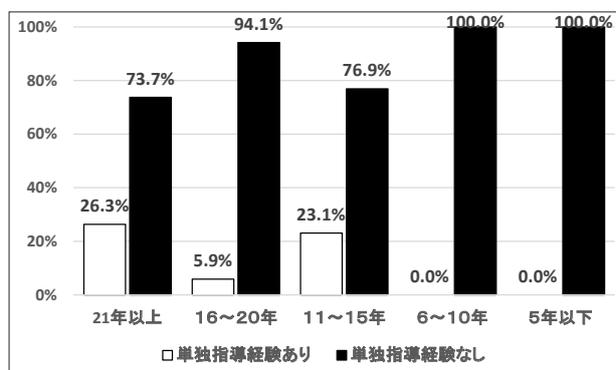


図2 養護教諭単独での保健指導の経験の有無(経験年数別)

図3に、経験年数別にTTでの保健学習の指導経験の有無をまとめたものを示した。単独での指導経験同様、経験年数が長い人の方がTTでの保健学習の指導経験が多い傾向がみられた。経験年数ごとに、TTでの指導経験の有無に関しては、有意な差はみられなかった。

(3) 中学校教諭(保健)免許の有無との関係

中学校教諭(保健)の免許の有無と養護教諭単独での保健学習の指導経験の有無の関係では、中学校保健免許を保有していて、単独での保健学習指導の経験がある人は11人(中学校保健免許を持っている養護教諭の57.9%), 中学校保健の免許は保有していないが、単独での保健学習の指導経験がある人は8人(中学校保健の免許がない養護教諭の42.1%)であった。有意な差はみられなかった。

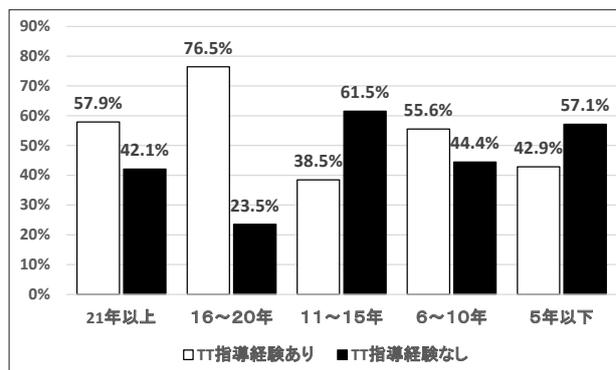


図3 TTでの保健学習の指導経験の有無(経験年数別)

中学校保健免許の有無別にTTでの保健学習の指導経験の有無を見てみると、中学校保健の免許を保有していて、TTでの指導経験のある人は32人(免許保有者の51.6%), 中学校保健の免許は持っていないが、TT

での保健学習の指導経験がある人は30人(免許非保有者の48.4%)であった。有意な差はみられなかった。

(4) 兼職発令の有無との関係

図4に、兼職発令の有無別に、養護教諭単独での保健学習の指導経験の有無をまとめた。兼職発令を受けていて、単独での指導経験がある人は7人(単独での指導経験がある人の36.8%)であった。検定の結果、有意な差がみられた。兼職発令を受けている場合の方が、単独指導経験が多い、と言える。図5に、兼職発令の有無別に、TTでの保健学習の指導経験の有無をまとめた。兼職発令を受けている者(8人)は、全員TTでの保健学習の指導経験があった。検定の結果、有意な差がみられた。

以上のことから、兼職発令の有無と、保健学習の指導経験には関連があると考えられる。

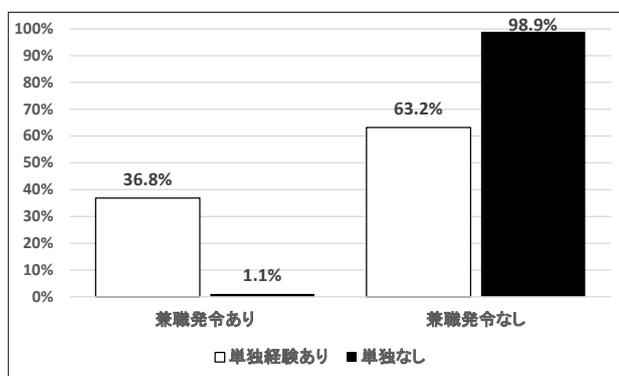


図4 養護教諭単独での指導経験の有無(兼職発令の有無別)

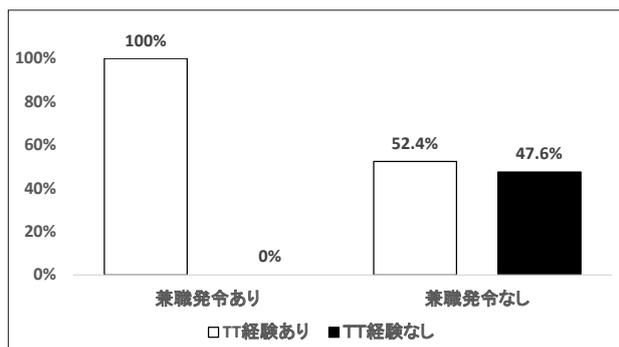


図5 TTでの保健学習の指導経験の有無(兼職発令の有無別)

(5) 学校規模と指導経験の関係

学校の規模と単独での保健学習の指導経験の有無をまとめた。19学級以上の大規模校で、養護教諭単独での保健学習の指導経験のある人は2人(大規模校勤務者の9.5%)、12~18学級の中規模校での単独指導経験がある人は7人(中規模校勤務者の25.9%)、11学級以下の小規模校での単独指導経験がある人は10

人(小規模校勤務者の15.9%)であった。有意な差はみられなかった。

学校の規模とTTでの保健学習の指導経験の有無をまとめた。大規模校でTTでの保健学習の指導経験がある人は9人(大規模校勤務者の47.4%)、中規模校は19人(中規模校勤務者の70.4%)、小規模校は34人(小規模校勤務者の54.0%)だった。有意な差はみられなかった。

(6) 養護教諭の複数配置と指導経験の関係

養護教諭の複数配置の有無と養護教諭単独での保健学習の指導経験の有無の関係を見てみた。養護教諭が複数配置されている学校で、単独での保健学習の指導経験がある人は3人(複数配置校勤務者の15.8%)だった。有意な差はみられなかった。複数配置であっても保健学習指導経験は少ないと言える。養護教諭の複数配置の有無とTTでの保健学習の指導経験の有無の関係を見ると、養護教諭が複数配置されている学校のうち、TTでの保健学習の指導経験がある人は7人(複数配置校勤務者の36.8%)だった。有意な差はみられなかった。

5. 保健学習指導経験者の保健学習担当の継続意志について

(1) 中学校教諭(保健)の免許の有無との関係

図6に、保健学習の指導経験者の保健学習の担当継続意志と、中学校教諭(保健)の免許の有無の関係性をまとめた。保健の免許を有している養護教諭のうち、保健学習の担当を「ぜひ続けたい」と答えた人は6人(指導経験がある免許保有者の18.8%)、「続けてもよい」と答えた人が10人(同31.3%)、「あまり持ちたくない」と答えた人が8人(同25.0%)、「どちらでもない」と答えた人が8人(同25.0%)だった。

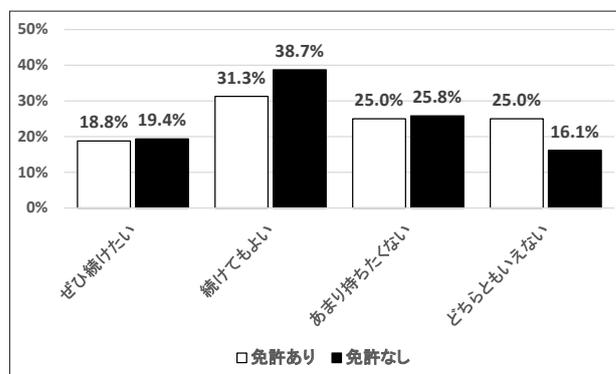


図6 保健学習担当の継続意志と保健の免許の有無の関係

一方、免許を有していないが保健学習の指導経験がある養護教諭のうち、保健学習の担当を「ぜひ続けた

い」と答えた人は6人（指導経験がある免許非保有者の19.4%）、「続けてもよい」と答えた人が12人（同38.7%）、「あまり持ちたくない」と答えた人が8人（同25.8%）、「どちらでもない」と答えた人が5人（同16.1%）だった。この項目について、有意な差はみられなかった。このことから、保健の免許を有している養護教諭も保健学習担当の継続意思がとくに強いわけではないことが分かった。

(2) 兼職発令の有無との関係

保健学習の指導経験者の保健学習の担当継続意志と、兼職発令の有無の関係をまとめた。兼職発令を受けている養護教諭のうち、保健学習の担当を「ぜひ続けたい」と答えた人は3人（兼職発令者の37.5%）、「続けてもよい」と答えた人が3人（同37.5%）、「あまり持ちたくない」と答えた人が2人（同25.0%）だった。「どちらでもない」と答えた人はいなかった。

一方、兼職発令を受けていないが保健学習の指導経験がある養護教諭のうち、保健学習の担当を「ぜひ続けたい」と答えた人は9人（兼職発令を受けていない養護教諭の16.4%）、「続けてもよい」と答えた人が19人（同34.5%）、「あまり持ちたくない」と答えた人が14人（同25.5%）、「どちらでもない」と答えた人が13人（同23.6%）だった。この項目について、有意な差はみられなかった。兼職発令を受けている養護教諭の方が、保健学習担当の継続希望者が多い傾向はあったが、そもそも兼職発令を受けている者が少ないので、有意差はでなかったと思われる。

4. 考察

本研究では、熊本県の現役の中学校養護教諭を対象に質問紙法により調査を実施した。今回の対象者のうち、中学校教諭（保健）の免許を取得している人は44.1%であった。文部科学省の平成25年度学校教員統計調査¹⁰⁾では、教諭免許状を取得している養護教諭が46.2%いると示されていることから、全国の結果とほぼ同率である。門田の調査対象である岡山県の調査では、70.8%の養護教諭が保健の免許を取得していた⁷⁾。地元国立大学に養護教諭養成課程が設置されている両県で比較した場合、大きな差が認められ、両県における地元国立大学出身者の比率が大きく違っている事が示唆された。実際、本調査の回答者の卒業大学も教育系は37.8%にとどまっている。では、保健科免許取得者が多い門田の調査では、保健学習の担当者はどのくらいいるのか。保健学習の指導経験が「ある」と答えたのは19.2%である⁷⁾。一方、本研究では、保健の免許取得者は44.1%であったが、保健学習の

経験がある養護教諭は56.8%だった。以上のことから、保健の免許取得状況と保健学習の指導経験については関係がない、言い換えれば、保健科の免許を取得するために必修である「保健科教育法」を勉強していないから保健学習を担当していない、という事ではないことが予想される。

本調査では、養護教諭単独での指導、TTでの指導など、何らかの形で保健学習の指導経験がある人は63名（全回答者の56.8%）いた。しかし、兼職発令を受けている人は8名（7.2%）だった。また、保健学習の指導経験者のうち、中学校教諭（保健）の免許を取得している養護教諭は32名（保健学習指導経験者の50.8%）だった。これらのことから、兼職発令制度や保健の免許の有無にかかわらず、保健学習の指導を行っている人が多いことがわかる。17年前に「兼職発令」という教育職員免許法の改正が行われた訳だが、養護教諭の保健学習への関与度という現場の状況には、この兼職制度は大きな影響を与えてはいないようである。また、保健の免許の有無は担当している率に影響していないことから、保健科教育法を大学時代勉強していないからということも全体的には大きな理由にはなっていないと推測される。

平成11年に実施された、日本学校保健会の調査⁸⁾では、中学校での保健学習の指導経験について、「養護教諭単独での指導経験」がある人は4.9%、「TTでの指導経験」がある人は11.8%であった。また、小海の平成13年の調査では、中学校の「保健」分野を「現在担当している」「現在は担当していないが、担当したことがある」と回答した養護教諭は19.7%であった¹¹⁾。また、門田の調査では19.2%の養護教諭が保健学習の指導経験があると答えていた⁷⁾。平成23年の日本学校保健会の調査でも、保健体育科の授業へ参画している中学校の養護教諭は16.0%だった¹²⁾。これらの先行研究と比較すると、今回の調査では保健学習の経験者が大幅に増加していることがうかがえる。今回の比率も決して高くはないが、養護教諭が保健学習に関わる機会が以前よりも増加していることは伺える。ただし、担当時間など細かい点については、調査ごとに質問の仕方も違うため、なお検討しなければならない。

また、今回の調査で、熊本県内で兼職発令を受けていると回答した養護教諭は全体の7.2%だった。これは、平成13年の小海による中国・四国地方の中学校養護教諭への調査（5.5%）⁶⁾や、平成23年の日本学校保健学会の調査（6.0%）¹²⁾、平成24年度の全国養護教諭連絡協議会の調査（5.5%）⁴⁾の結果と比較すると、微増した結果となった。法的に制度として確立されて17年経過していながら、兼職発令制度を利用し

ている学校が1割を超えないのは少ないように感じられる。平成15年の門田による岡山県内の中学校養護教諭への調査の結果は1.7%であり⁷⁾、それよりは率が高いとは言え、養護教諭の保健学習への関与を制度的に担保することを目的に作られた兼職発令の制度があまり利用されていないことが分かる。本調査の結果から、兼職発令の割合も高くはなく、保健学習に関わる機会も増加しているものの、比率は高くないという背景に、行政が養護教諭を保健学習の担い手として期待していないのか、学校管理職を含む現場の意思の反映なのか、それとも養護教諭自身が消極的なのか、さらに検討が必要である。

保健学習の担当意欲についても、保健学習を「年間を通じて担当したい」と答えた人は、保健学習を「担当したい」と回答した養護教諭の中でも、2割程度にとどまった。最も多かったのは「養護教諭が担当したほうが良いと思われる単元のみ担当したい」との声であった。

保健学習を「自分はしたくないが、担当したい人は担当すればいい」と考える養護教諭や、「自分は担当したくないし、養護教諭は担当すべきでない」と考える養護教諭からは、「保健室の業務に支障が出る」との意見が8割以上出された。また、保健室での執務が中心となる養護教諭は担任を持たないため、児童生徒を成績で評価することがない。その特性上からか、「養護教諭は成績評価をしない方が良いと思う」との意見も6割あった。一方で、「『保健科』の免許を保有していないから」、「保健体育教諭の同意が得られないから」といった制度上の課題を理由にしている人は少なかった。この結果からは、養護教諭自身が、現在の学校現場の状況を鑑み、言わば能動的に現在の保健学習への関与が少ない状況を支持している、と判断される。養護教諭がこの状況に満足しているのかは、さらに検討が必要である。

保健学習を「条件を整えば担当したいと思う」と考える養護教諭から多く出された条件は「保健室の業務に支障が出ないようにする」(86.5%)「保健体育教諭の協力・同意を得る」(67.3%)だった。また、自身の技量を課題にしている人も多くみられ「指導法の力量を向上する機会」が与えられたら担当したいという養護教諭も半数いた。また、条件次第で担当したいと回答した養護教諭からも「兼職発令」といった制度上の課題を条件として示した人は少なかった。「保健室の業務に支障が出ないようにする」との意見が多いならば、業務に支障が出ることを解消するためにも「養護教諭の複数配置」を望む声が多いと考えられた。しかし、「養護教諭の複数配置」を条件として回答した人は44.2%であり、「保健室の業務に支障が出ないよ

うにする」の半数にとどまった。保健学習を「担当したくない(担当すべきでない)」と考える養護教諭の意見でも「養護教諭が1人しかいないから」という回答は34.2%であった。このことから、養護教諭の人数が増えることで、養護教諭が保健学習に関与することを加速させるわけではないことが予想される。以上の結果からは、直接の理由は種々だが、現場の養護教諭が今の学校現場の状況下で、保健学習を自分たちが積極的に行うべき職務とは考えていないのではないかと推察される。とくに経験年数が長い教員に積極的な担当意欲が伺えない事から、制度的な状況が大きいと考えられる。

今回の調査において、多数の養護教諭から「保健室の業務に支障が出るから、保健学習を担当したくない(担当すべきでない)」、「保健室の業務に支障が出ないようにすれば、保健学習を担当したい」との声があがった。これらを勘案すると、養護教諭が保健学習を行う場合、最優先すべきことは「校内体制を整えること」ではないだろうか。兼職発令制度自体にも、留意事項として「本来の保健室の機能がおろそかになるような事態を招くことのないよう、留意する」¹³⁾とある。養護教諭は学校には養護教諭として採用されている。つまり、養護教諭の本来の職務は「児童の養護を掌ること(学校教育法第37条)」である。しかし、いじめや不登校、薬物乱用や性の逸脱行動等の問題に適切に対処するために、3年以上の教職経験がある養護教諭を積極的に保健の授業に生かそうと制度が変わったこともまた事実である。「突発的、臨時的に保健学習を担当する場合は兼職発令はいらない」とされている¹⁴⁾が、一定のまとまった単元を担当する場合は兼職発令が必要となる。養護教諭は学校には養護教諭として採用されているため、保健の教諭免許状を有していても教諭としての採用ではないため、保健学習を担当する場合は兼職発令を受ける必要がある³⁾。そこで、養護教諭が円滑に保健学習を実施できるようにするには、養護教諭不在時の保健室管理や、保健体育教諭との協力体制の確立など、校内体制を万全にすることが期待される。また、学校長が兼職発令を推進したとしても、兼職発令の任命権者は市町村教育長である。そのため、学校の校内体制を整えると同時に、行政との連携や共通理解も必要である³⁾。

5. 謝辞

本研究を進めるにあたり、調査用紙の審査並びに調査開始の承認をいただきました熊本市教育委員会様、質問紙調査にご協力いただきました熊本県内の養護教

論の先生方に感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り，安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申）」6-10，2008
- 2) 保健体育審議会：生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について（保健体育審議会 答申），1997
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_hoken_index/toushin/1314691.htm
- 3) 三木とみ子 監修，木下洋子 編：養護教諭がおこなう保健学習—養護教諭の特質を生かした，保健学習への取り組みと進め方—，東山書房，2006
- 4) 全国養護教諭連絡協議会：平成 24 年度 養護教諭に関する調査報告書，
http://www.yougo.jp/pdf3/survey_report-2.pdf
- 5) 日本学校保健会：養護教諭の職務等に関する調査，2011
http://gakkohoken.jp/book/H230040_siryu/index.html
- 6) 小海節美：養護教諭の「保健」授業担当に関する調査研究—養護教諭と保健体育教諭の比較—，福山市立女子短期大学紀要，31，67-75，2005
- 7) 門田新一郎：中学校における養護教諭の教科「保健」担当に関する調査研究—養護教諭と学校長を対象として—，学校保健研究，46，194-207，2004
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/1308277.htm
- 8) 日本学校保健会：養護教諭の特質を生かした保健学習・保健指導の基本と実際（報告書），2001
- 9) 鈴木 愛，山本夏代：「保健」の授業に養護教諭はどのように関わっていくか—中・高校の養護教諭と「保健」担当教員への郵送調査から—，愛知教育大学養護教育講座研究紀要，4，39-49，1999
- 10) 文部科学省：平成 25 年度学校教員統計調査（文部科学省 HP），
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/1268573.htm
- 11) 小海節美：養護教諭の健康教育に関する研究—保健授業についての現状と意識—，福山市立女子短期大学紀要，28，55-62，2002
- 12) 日本学校保健会：学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—，2012
- 13) 教育職員免許法の一部を改正する法律等の公布について（文部科学省 HP）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19980625001/t19980625001.html
- 14) 三木とみ子：養護教諭—毎日の執務とその工夫—，第一法規，第 1 章 -8，1992
http://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H230040/data/102/src/102.pdf